

広島県告示第五百九十七号

広島県民文化センター設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二十一号）別表の第一号の規定により、広島県民文化センターにおける駐車場及び附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年広島県告示第二百十四号（広島県民文化センターにおける駐車場及び附属設備の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 駐車場の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲
午前七時から午後一〇時まで	一台につき三〇分 まで(ごと)	一五〇円以内
午後一〇時から翌日午前七時まで	一台につき	一、四七〇円以内

二 附属設備の利用料金の範囲

区 分	単 位	利用料金の範囲
ホール		
ピアノ（スタインウェイ）	一台につき	一四、三七〇円以内
トーンキャビネット	一式につき	七一〇円以内
所作台	一式につき	八、六〇〇円以内
平台	一台につき	一五〇円以内
指揮者台	一台につき	一五〇円以内
譜面台	一〇台まで(ごと)につき	一五〇円以内
演台	一式につき	七一〇円以内
司会者台	一台につき	二八〇円以内
金屏風	一双につき	一、四七〇円以内
毛せん	六枚まで(ごと)につき	一五〇円以内
長布団	五枚まで(ごと)につき	一五〇円以内
地紼 <small>がたり</small>	一枚につき	一五〇円以内
沙幕 <small>しよ</small>	一式につき	四二〇円以内
紅白幕	一對につき	一五〇円以内
浅黄幕	一對につき	一五〇円以内
上敷	一枚まで(ごと)につき	二八〇円以内

共通	大太鼓	一式につき	一、四七〇円以内
	実物投影機	一式につき	七一〇円以内
	スライドプロジェクター	一式につき	七一〇円以内
	映写機	一式につき	一、四七〇円以内
	ミラーボール	一台につき	一五〇円以内
	マイク	一本につき	一五〇円以内
	エレベーターマイク	一式につき	一、四七〇円以内
	三点吊 ^{ぶり} マイク	一式につき	一、四七〇円以内
	補助ミキサー	一台につき	七一〇円以内
	カセットテープレコーダー	一台につき	一五〇円以内
	CDプレーヤー	一台につき	一五〇円以内
	MDプレーヤー	一台につき	一五〇円以内
	跳ね返りスピーカー	一台につき	五八〇円以内
	ステージモニター	一台につき	二八〇円以内
	照明設備	一キロワットまで ごとにつき	一五〇円以内
練習室	オーディオ装置	一式につき	七、二四〇円以内
	マイク	一本につき	一五〇円以内
	ヘッドホン	三個までごとにつ き	一五〇円以内
	ピアノ（国産ブランド）	一台につき	二、二〇〇円以内
	ピアノ（国産アップライト）	一台につき	七一〇円以内
電気設備	電子オルガン	一台につき	七一〇円以内
		一キロワットまで ごとにつき	一五〇円以内

備考

- 一 この表の利用料金は、午前（九時から十二時まで）、午後（十三時から十六時まで）及び夜間（十七時から二十一時まで）のそれぞれごとに徴収する。
- 二 この表の照明設備の利用料金は、使用する照明設備の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 三 この表の電気設備の利用料金は、器具の持込みをして電力を使用する場合の利用料金をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 四 この表の設備の取付け及び操作は、使用者において行うものとする。